

がけ地に建っている住宅の除却費等を補助します

～令和7年度がけ地近接等危険住宅移転事業～

がけ地の崩壊等により、住民に危険を及ぼす恐れのある区域内に建っている既存不適格住宅（居住有り）の移転を行う人に、その住宅の除却費や新たに住宅を建設（購入）する費用の一部を補助します。

既存不適格住宅：「急傾斜地危険崩壊区域」及び「広島県のがけ条例による建築制限区域」内においては、S48年県条例施行日以前に建てられた住宅

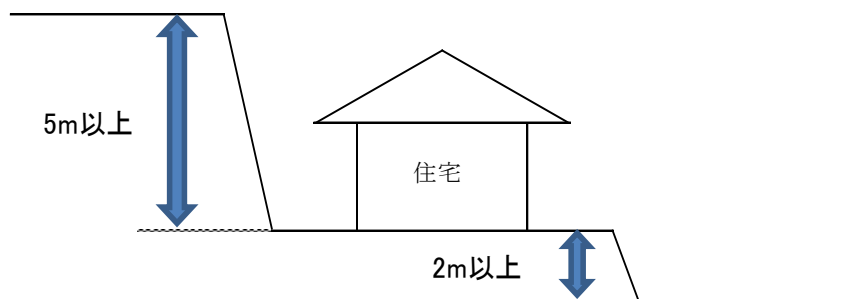
「土砂災害特別警戒区域」内においては、指定される前に建てられた住宅

- 補助額：◇除却費 最大 国の定める標準建設費
◇動産移転費 最大 975 千円
◇建物の建設資金の借入金利子分（年利率 8.5%まで）最大 7,318 千円
（建物 4,650 千円，土地 2,060 千円，敷地造成 608 千円）
注）予算の範囲内で補助金を交付します。
- 条件：① 除却建物の存する敷地は、がけ地として認められる場所であること。
② 除却建物は、現に居住のある住宅（賃貸住宅含む。）であること。
③ この補助を活用した跡地には、今後、住居の用に供する建築物を再建築することはできない。
④ 他人の名義の建物・土地（借家・借地等）の場合は、所有者の承諾が得られること。
⑤ 移転先が土砂災害の影響等を受けない地域であること。

※ がけ地とは、地面に対し 30 度をこえる角度をなす土地で、次の A 又は B に該当する土地であること。

A) 災害危険区内（広島県がけ条例建築制限区域，土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域内）にあること。

B) 地面から 5 m 以上高いがけ又は 2 m 以上低い崖に接する土地



（お問合せ）

呉市都市部建築指導課

電話 0823-25-3513